

安心できる
老後のために

日歯 年金保険

のご案内

日本歯科医師会には年金給付を行い、会員およびご家族の生活安定に寄与することを目的とした日歯年金保険制度がございます。昭和41年に創設された、基金残高が2,000億円を超える国内有数の私的な年金制度です。

日歯年金保険の特長

1

日本歯科医師会会員なら誰でも加入可能

※第6種会員除く

55歳未満の日歯会員[※]なら加入できます。月額保険料は1万円～10万円の間で1万円単位で設定でき、保険料の払込期間は59歳11か月までです。

2

一生涯もらえる終身年金（10年保証付）

65歳から生涯にわたり受け取ることができます。また、年金給付開始から10年未満でお亡くなりになられた場合は、年金遺族一時払金をご遺族に給付します。

3

スケールメリットを活かした運用成果が反映

日歯年金保険は実績配当型年金制度です。お預かりした保険料を日本歯科医師会が運用し、運用実績に基づく適用利率が反映されます。日本歯科医師会という非課税団体が運用することにより運用収益に対する課税がされません。

4

中途脱退も可能、万が一の際も遺族一時金給付で安心

一時金が必要になった場合は、64歳11か月まで中途脱退が可能です。その場合、中途脱退一時金を給付します。また、64歳11か月までに万が一お亡くなりになられた場合は、遺族一時金をご遺族に給付します。

会員の先生方におかれましては
この機会にぜひご加入ください。

●詳細は「日歯年金保険制度 重要事項説明書（制度概要・注意喚起）」をご覧ください。

資料請求など本制度へのお問い合わせは

日本歯科医師会 会計・厚生会員課（厚生会員部門 TEL：03-3262-9323）

またはご所属の都道府県歯科医師会にご連絡ください。



日歯年金保険の概要

加入条件等

加入条件	日本歯科医師会会員で加入日現在 55 歳未満の方（第 6 種会員除く）
月額保険料額	1 万円～10 万円の間で 1 万円単位で設定可能
保険料の払込期間	59 歳 11 か月まで毎月
保険料変更可能期間	59 歳 11 か月まで



給付内容

終身年金	65 歳給付開始の終身年金（保証期間 10 年付）。年金給付期間 10 年超で死亡した場合は、死亡月の翌月から 3 か月の給付をもって終了します。
遺族一時金	64 歳 11 か月までに死亡した場合、加入月から死亡した月までの元利合計額を給付します。
年金遺族一時払金	年金給付開始後 10 年未満で死亡した場合、10 年を上限とした残余給付期間分を現価計算し、一時払金として給付します。
中途脱退一時金	64 歳 11 か月までに中途脱退（解約）する場合は、適用利率がプラスであった年度は適用利率の 1/2 を、マイナスであった年度はその適用利率を付利して算出した元利合計額を給付します。
終身年金一時払金	年金給付開始後 10 年未満の受給者が終身年金の受給権を放棄し、脱退する場合、10 年を上限とした残余給付期間分を現価計算し、一時払金として給付します。

日歯年金保険の位置付け

日歯年金保険は、日本歯科医師会会員およびご家族の老後の生活安定を目的に、公的年金を補完する上乗せ年金として位置付けられております。

公的年金を補完する上乗せ年金

私的
年金

日歯年金保険

公的
年金

国民年金基金
(任意)

厚生年金保険
(※共済年金)

国民年金
(基礎年金)

開業歯科医
(第 1 号被保険者)

勤務歯科医
(第 2 号被保険者)

(※) 平成 27 年 10 月に共済年金は厚生年金保険に統一されました。



本チラシは令和 6 年 3 月時点の内容に基づいております。